

5 愛 給 第 1 号
令和5年4月14日

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団
給水課長 後 藤 章 仁

配水管等布設工事における他者占用物との離隔及び防護について（通知）

配水管及び給水管の漏水に伴うサンドエロージョン現象により、他者地下占用物の損傷や機能障害等をおこした事例が発生しました。

つきましては、配水管及び給水管を布設する際に他者占用物との離隔がやむをえず30cm未満となる場合は、専用のゴム板（厚さ2mm）を配水管又は給水管に厚さ6mmになるように巻くことを徹底し、適切な施工管理を行って頂きますようお願いいたします。

記

1 適用年月日

令和5年4月17日水道組合受付分から適用する。

なお、特別給水承認工事及び設計審査工事についても同様とする。

○問い合わせ先
給水課
電話 0561-38-0035